

横浜市行政不服審査会答申
(第78号)

令和元年11月19日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「軽自動車税の賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件審査請求は、審査請求人が、横浜市瀬谷区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした令和元年5月7日付け平成31年度軽自動車税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）について、その税額等に不服があるとして、その取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分により審査請求人に賦課された軽自動車税の金額が前年までのそれに比べて倍額近い金額となっているのは、本件に係る納税通知書の裏面に記載のある「最初の新規検査から13年経過した場合の税率」が適用された結果であると思われるところ、このような税率の適用に不服がある。

4 処分庁の主張の要旨

審査請求人が所有する四輪の乗用・自家用の軽自動車は、初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度に当たることから、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第30条第1項及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）附則第17条第1項に定める四輪の乗用・自家用の軽自動車に対する税率（年税額12,900円）を適用し、本件処分を行った。

本件処分は法令等に定める手続に従った適法なものである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 事実関係について

本件において、審査請求人及び処分庁間で争いのない事実及び証拠等に照らし容易に認められる事実関係は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、法第 445 条第 1 項及び条例第 74 条第 1 項の規定に基づく平成 31 年度軽自動車税の賦課期日である平成 31 年 4 月 1 日において、初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を平成 17 年 8 月に受けた四輪の乗用・自家用の軽自動車（以下「本件車両」という。）を所有し、その主たる定置場を横浜市瀬谷区としていた。

イ 処分庁は、前記アの事実関係に基づき、法第 442 条の 2 第 1 項及び条例第 71 条第 1 項の規定に基づき、審査請求人を納税義務者として本件処分を行うこととし、その適用する税率につき、法第 444 条第 1 項第 2 号ハ、法附則第 30 条第 1 項、条例第 73 条第 2 号ウ及び条例附則第 17 条第 1 項の規定を適用して、四輪の乗用・自家用の軽自動車に適用される税率である 12,900 円を納付すべき税額として、審査請求人に対し、平成 31 年 5 月 7 日付けにて平成 31 年度軽自動車税納税通知書を送付した。

(2) 審査請求人に賦課されるべき軽自動車税の金額について

前記(1)の事実関係に照らせば、本件処分は、その前提となる事実の認定、それに基づく法適用及びその賦課手続のいずれにおいても違法又は不当な点はなく、法及び条例に従った適法かつ妥当なものである。

この点、審査請求人は、平成 31 年度から自身に課される軽自動車税の額が倍近くになった点について不服を述べているが、審査請求人の主張の趣旨が、地方税法そのものの不当性を主張するものと解される。

しかしながら、行政不服審査制度は、行政処分の法令等への適合性及び妥当性を判断する手続であって、法令そのものの妥当性を判断するものではない。

したがって、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

(3) 付言

なお、税金について市民の適切な理解を得ることも行政の重要な役割の一つであると考えられることから、付言事項として、本年度に審査請求人に賦課される軽自動車税の金額が倍近くとなった理由について、若干の補足説明を行う。

軽自動車税については、平成 26 年法改正において平成 27 年 4 月 1 日から増税となる標準税率の改定が行われていたところ、経過措置として平成 27 年 3 月 31 日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車については従前の標準税率が適用されてきており、審査請求人の所有する本件車両についてもこれらの経過措置が適用されて従前の税率のまま推移してきたという背景がある。

もっとも、同じ平成 26 年法改正においては、軽自動車等について環境負荷に配慮したグリーン化を政策的に推し進める観点から、平成 28 年度の軽自動車税から、初回車両番号指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以降の軽自動車税については、新標準税率が適用され、かつ、それに対する概ね 20%の重課が課される法改正が行われた。

審査請求人の車両については、初回車両番号指定が平成 17 年 8 月であったため、本件処分に係る平成 31 年度中においてちょうど 14 年を経過することとなり、これらの環境負荷に配慮した政策決定を背景とした法改正による新標準税率及びその重課が適用されることとなったために、本件処分において前年度に比較して倍近い軽自動車税が賦課される結果となった。

(4) 結語

以上により、本件処分について違法又は不当な点は見当たらないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

| 年 月 日 | 審 理 手 続 の 経 過 |
|-----------|---------------------------|
| 令和元年6月26日 | ・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼 |
| 令和元年7月17日 | ・ 弁明書及び証拠書類の受理 |
| 令和元年7月19日 | ・ 弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼 |
| 令和元年8月8日 | ・ 反論書受理 |
| 令和元年9月30日 | ・ 審理手続の終結 |
| 令和元年10月4日 | ・ 審理員意見書の提出 |

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

| 年 月 日 | 調 査 審 議 の 経 過 |
|------------|----------------------------------|
| 令和元年10月29日 | ・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議 |
| 令和元年11月19日 | ・ 調査審議 |